

特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、地域や学校での講演会や相談会などの活動を通じ、生前対策として必要な資産形成知識や金融リテラシー向上を図り、その準備や資産保全のための教育、相続、保険、不動産、信託などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切なる活用の促進や支援などを行い、我が国の経済環境や超高齢化社会をとりまく様々な状況や人々に対応した、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 資産形成や金融リテラシーに係る定期的な生涯学習事業
- (2) 地域や学校での講演会や相談会による生前対策支援事業
- (3) 相続、保険、不動産、信託に関する相談事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとする。

- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任、
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理方法
 - (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 幹事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の承認を得なければならぬ事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 稲葉 大介

副理事長 横地 未央

理事 後藤 貴仁

監事 木村 聰子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とするが、1年に満たない場合の年会費は年額の月割り計算とする。

(1) 法人正会員入会金	1 0 0 , 0 0 0 円
法人正会員会費	1 0 0 , 0 0 0 円(1年間分)
(2) 個人正会員入会金	3 0 , 0 0 0 円
個人正会員会費	3 0 , 0 0 0 円(1年間分)
(3) 法人賛助会員入会金	5 , 0 0 0 円
法人賛助会員会費	5 , 0 0 0 円(1年間分)
(4) 個人賛助会員入会金	1 , 0 0 0 円
個人賛助会員会費	無料

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事・監事	イナバ ダイスケ	有・無	理事長
		稻葉 大介		
2	理事・監事	ヨコチ ミオ	有・無	副理事長
		横地 未央		
3	理事・監事	ゴトウ タカヒト	有・無	理事
		後藤 貴仁		
4	理事・監事	キムラ アキラコ	有・無	監事
		木村 智子		
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会

1 事業実施の方針

地域で暮らす人々に対して、相談会などの活動を通じ、相続、保険、信託などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切なる活用の促進や支援などを行い、我が国の超高齢化社会をとりまく様々な人々に対応した、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

これらの目的を達成するために以下の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1050 】千円)

定款に記載 従業者 された 事業名	事業内容	日時	場所	従業 人数者	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
資産形成や 金融リテラシーに係る定期的な生涯学習事業	生前対策の必要性や生活・暮らしに対する現状把握や事例紹介。教育費や資産形成などの問題点や準備方法などの学習。不動産問題や承継に関する課題および失敗事例や解決事例の提供。 相続に関する現状や問題事例などの紹介。その必要な対策方法や失敗事例、成功事例の紹介。 認知症などによるトラブル事例や円満解決事例などのしおうかい。 金融リテラシー向上に関する必要知識の提供など。	各月 随時	東京都	15人	生前対策に意識のある都民市民	30人×20回	550
地域や学校での講演会や相談会による生前対策支援事業	生前対策の関連制度に係る生涯学習事業に対する活動のための行政および活動団体への講師派遣	随時	東京都	15人	生前対策に興味のある都民市民	30人×20回	200
相続、保険、不動産、信託に関する相談事業	関連制度に係る生涯学習事業を実施した後、生前対策問題や課題解決のための相談を受ける。そのための相談窓口フリーコールも設置する。解決や対策の方法として相続・保険・信託などに関する相談や資産保全全般に関する相談を受ける。 セカンドオピニオンとしての相談も受ける。具体的な解決策が必要となった場合の専門家の斡旋。	各月 随時	東京都	15人	生前対策に課題や問題を抱えている都民市民	20人×20回	300

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会

1 事業実施の方針

地域で暮らす人々に対して、相談会などの活動を通じ、相続、保険、信託などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切なる活用の促進や支援などを行い、我が国の超高齢化社会をとりまく様々な人々に対応した、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

これらの目的を達成するために以下の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 600 】千円)

定款に記載 従業者 された 事業名	事業内容	日時	場所	従業 人数者	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
資産形成や 金融リテラシーに 係る定期的な生 涯学習事業	生前対策の必要性や生活・くらしに対する現状把握や事例紹介。教育費や資産形成などの問題点や準備方法などの学習。不動産問題や承継に関する課題および失敗事例や解決事例の提供。 相続に関する現状や問題事例などの紹介。その必要な対策方法や失敗事例、成功事例の紹介。 認知症などによるトラブル事例や円満解決事例などの紹介。 金融リテラシー向上に関する必要知識の提供など。	各月 随時	東京都	15人	生前対策に意識のある都民 市民	30人×20回	450
地域や学校 での講演会 や相談会に よる生前対 策支援事業	生前対策の関連制度に係る生涯学習事業に対する活動のための行政および活動団体への講師派遣	随時	東京都	15人	生前対策に興味のある都民 市民	30人×20回	200
相続、保険、 不動産、信託 に関する相 談事業	関連制度に係る生涯学習事業を実施した後、生前対策問題や課題解決のための相談を受ける。そのための相談窓口フリーコールも設置する。解決や対策の方法として相続・保険・信託などに関する相談や資産保全全般に関する相談を受ける。 セカンドオピニオンとしての相談も受ける。具体的な解決策が必要となつた場合の専門家の斡旋。	各月 随時	東京都	15人	生前対策に課題や問題を抱えている都民 市民	20人×20回	300

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 まるっと生前対策サポート
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費		1,200,000	
正会員受取会費		1,200,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金		0	
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		0	
受取補助金			
4 事業収益		800,000	
相続、保険、不動産、信託に関する相談事業収益		800,000	
5 その他の収益		0	
受取利息			
経常収益計		2,000,000	
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		0	
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		1,050,000	
会議費		50,000	
旅費交通費		200,000	
施設等評価費用		300,000	
減価償却費			
印刷製本費（チラシ・名刺）		500,000	
事業費計		1,050,000	
2 管理費			
(1) 人件費		0	
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		420,000	
消耗品費			
水道光熱費		60,000	
通信運搬費			
地代家賃		360,000	
旅費交通費			
減価償却費			
管理費計		420,000	
経常費用計		1,470,000	
当期経常増減額 【A】 - 【B】	...①	530,000	
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計		0	
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期経常外増減額 【C】 - 【D】	...②	0	
税引前当期正味財産増減額 (1)+(2)	...③	530,000	
法人税、住民税及び事業税	...④	70,000	
設立時正味財産額	...⑤		
次期繰越正味財産額 (3)-(4)+(5)		460,000	

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 まるっと生前対策サポート協会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費	正会員受取会費 賛助会員受取会費	600,000	600,000
2 受取寄附金	受取寄附金 施設等受入評価益	300,000	300,000
3 受取助成金等	受取補助金	0	0
4 事業収益	相続、保険、不動産、信託に関する相談事業収益	1,000,000	1,000,000
5 その他の収益	受取利息	0	0
経常収益計			1,900,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0	0
(2) その他経費	会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費（チラシ・名刺）	50,000 200,000 500,000 200,000	950,000
事業費計			950,000
2 管理費			
(1) 人件費	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0	0
(2) その他経費	消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	60,000 360,000	420,000
管理費計			420,000
経常費用計			1,370,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①			530,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			530,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000	
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		460,000	
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		920,000	

特定非営利活動法人まるっと生前対策サポート協会 設立趣旨書

1. 趣旨

広く一般市民を対象として、地域や学校での講演会や相談会などの活動を通じ、生前対策として必要な資産形成知識や金融リテラシー向上を図り、その準備や資産保全のための教育、相続、保険、不動産、信託などに関する諸制度の必要性や重要性を啓蒙し、適切なる活用の促進や支援などを行い、我が国の経済環境や超高齢化社会をとりまく様々な状況や人々に対応した、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

① 活動のきっかけ

近い将来、相続が誰にとっても他人事ではない「大相続時代」を迎えるといわれています。

大相続時代が到来するといわれる理由は、主に2つあります。1つ目は「少子高齢化」です。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2070年には日本の総人口は現在の約7割に減少し、65歳以上人口は全体の約4割を占めると推計されています。

高齢化に伴い「多死化」が進めば、相続の発生率が上昇し、さらに少子化により、「後継者がいない」「相続する人がいない」といった問題がさらに大きくなっています。「空き家問題」もこれらの状況によって深刻な問題となっています。

2つ目は「相続税の課税強化」です。2013年度の税制改正により、相続税も増税の対象となりました。基礎控除額は改正され、相続税を納めるべき対象者が増えました。これに加え、特に首都圏を中心に不動産の高騰によって、財産承継がさらに困難な状況にもなっています。

さらには、「認知症問題」も大きな課題となっています。2025年、いわゆる「団塊の世代」800万人全員が75歳以上、つまり後期高齢者となります。認知症2025年問題とは、認知症による社会的・経済的な負担が増大し、様々な分野に負担を与えると予想されることを指します。日本では、65歳以上の高齢者人口が全人口の約29%に達し、認知症の患者数も年々増加しています。認知症の患者数は5人に1人が認知症になるといわれています。2025年には700万人、2050年には1,000万人に増えると予測されており、医療・介護費用や介護人材不足などの社会的課題がさらに深刻化することが予想されています。

また、障害者問題、いわゆる「親なきあと問題」も深刻な問題となっています。

そして「長生き社会」によって、将来設計の見直しや教育資金、老後資金、健康対策など様々な対応も迫られています。したがって「生前対策の窓口」は必要不可欠なものと確信します。これまでの民法上（大陸法）での生前対策では、大切な資産を守り、確実に承継することは困難となっており、保険や信託（英米法）などを活用した新たな対策が必要となっています。こうした状況から、生前対策に関する必要な情報提供などによって知識を身につけることや、さらには専門家による相談や解決支援などが急務であるとのことから、活動を始めております。

2. 申請に至るまでの経過

- 2013年 6月 特定非営利活動法人山梨県相続成年後見協会を設立
- 2016年 6月 特定非営利活動法人長野県相続成年後見協会を設立
- 2017年12月 特定非営利活動法人神奈川県相続成年後見協会を設立
- 2024年 3月 特定非営利活動法人埼玉県相続・信託協会を設立
- 2024年12月 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
- 2025年 2月 発起人会開催
- 2025年 3月 設立総会開催

2025年 4月 1日

設立代表者

氏名 木下泰一